

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月14日
【会社名】	株式会社 土屋ホールディングス
【英訳名】	TSUCHIYA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 昌三
【本店の所在の場所】	札幌市北区北9条西3丁目7番地
【電話番号】	(011)717-5556(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 上諏訪 広
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北9条西3丁目7番地
【電話番号】	(011)717-5556(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 上諏訪 広
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 182,783,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社土屋ホールディングス東京事務所 (東京都世田谷区用賀2丁目35番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	777,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年3月14日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 当社と割当予定先である積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」といいます。)は2025年3月14日付で資本業務提携に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結します。

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	777,800株	182,783,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	777,800株	182,783,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
235	-	100株	2025年3月31日(月)	-	2025年3月31日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社土屋ホールディングス 経営企画部	札幌市北区北9条西3丁目7番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北洋銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西3丁目7番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
182,783,000	4,500,000	178,283,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用及び弁護士費用であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
子会社の所有する既存建物のプレカット工場への転用に伴う改修及び設備投資	178,283,000	2025年8月

(注) 子会社における上記資金への充当については、当社から当該子会社への投融資を通じて行う予定であり、実際の支出までは、当社名義の銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

当社は本資本業務提携を通じて、共創関係を構築し、互いの知見と技術力によるシナジーを発揮して、更なる安心・安全な住宅の提供を実現するとともに、社会資本の充実による良質な住宅ストックの形成を推進することで、企業価値の一層の向上を目指してまいります。なお、本自己株式処分により調達いたしました資金は、子会社である株式会社土屋ホームの所有する既存建物のプレカット工場への転用に伴う改修及び設備投資の一部に充当する予定であり、生産性の向上を図るとともに、工場併設のショールームの新設を行います。当該改修及び設備投資により、収益性や企業価値の向上を実現してまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本自己株式処分により、積水ハウスに当社の普通株式777,800株(発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合3.02%)を割り当てます。

なお、積水ハウスは、本自己株式処分による当社普通株式の取得に合わせて、当社の複数の既存株主から、2025年3月26日を実行日として、東京証券取引所における市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により808,000株(発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合3.13%)程度を取得する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	積水ハウス株式会社
	本店の所在地	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第73期(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日) 2024年4月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第74期第1四半期(2024年2月1日 至 2024年4月30日) 2024年6月13日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第74期中(2024年2月1日 至 2024年7月31日) 2024年9月13日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は割当予定先との間に共同建築事業に係る取引関係があります。

(注) a. 割当予定先の概要及びb. 提出者と割当予定先との関係の欄は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2025年3月13日)現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

建築業界において、2025年4月に施行される建築基準法の改正を控え、住宅の省エネ基準への適合義務化や省エネに伴う建築物の重量増加による安全性の確保が求められております。また、住宅取得価格の上昇により月々の住宅ローンの支払いを抑えるため、支払期間が長期化していることを背景に顧客の価値観がより資産価値の高い住宅を求めるなど、新たな局面を迎えております。さらに、業界全体が変革期を迎える中で、住宅建設を担う職人の減少という課題も顕在化しており、安定した供給が課題となっております。このような環境のもと、持続的な成長の実現には、経営理念や価値観に共感し合える企業と連携することで、競争から共創へと価値観を転換し、新たな強みを共に創ることが求められております。

当社は「豊かさの人生を創造する」ことを使命感として掲げ、この使命感に基づき、いつの時代も、その時その時の最高の商品をお届けし、1件1件の建築そのものを社会資本の充実に繋げることを哲学として、環境課題と事業を一体的に推進しております。また、当社は、北海道の厳しい気象環境で鍛え上げられた、木の特性を活かした高断熱・高気密・高耐久の住宅建築技術を有しております。

積水ハウスは、2050年を見据えたグローバルビジョン“「わが家」を世界一幸せな場所にする”ことを目指し、第6次中期経営計画の基本方針の中で掲げる「国内の安定成長」の実現に向け、国内に良質な住宅ストックを形成することをミッションに掲げております。また、これまで築き上げてきたコアコンピタンスの技術力、施工力、顧客基盤を活かし、ハード・ソフト・サービスを融合した高付加価値を提供しております。

本資本業務提携を通じて、共創関係を構築し、互いの知見と技術力によるシナジーを発揮して、更なる安心・安全な住宅の提供を実現するとともに、社会資本の充実に伴う良質な住宅ストックの形成を推進することで、企業価値の一層の向上を目指してまいります。

(1) 資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、積水ハウスに当社の普通株式777,800株（発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合3.02%）を割り当てます。

なお、積水ハウスは、本自己株式処分による当社普通株式の取得に合わせて、当社の複数の既存株主から、2025年3月26日を実行日として、東京証券取引所における市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により808,000株（発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合3.13%）程度を取得する予定です。

(2) 業務提携の内容

当社と積水ハウスは、以下の各分野における連携を強化し、相互に経営基盤の強化・拡充を図ってまいります。

研究・開発分野

固有技術やノウハウを活かした新技術の開発、性能向上に向けた共同研究

技術・施工分野

施工力の相互融通による生産性向上と施工力補完及び建築現場技術・技能の向上に向けた協働

営業分野

共同の営業企画・プロモーションの実施、各事業における相互連携

生産調達分野

共同調達、双方の生産拠点の有効活用によるコスト削減

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 777,800株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本自己株式処分により取得する株式について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は割当予定先との間で払込期日(2025年3月31日)から2年間において、取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所及び札幌証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である積水ハウスが2025年3月6日付で公表している「2025年1月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された連結貸借対照表における総資産、純資産及び現金及び預金等の状況を確認した結果、払込みに要する資金を十分に有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である積水ハウスは東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2024年12月11日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のうち、「反社会的勢力排除に向けた考え方及びその整備状況」にて、反社会的勢力に対しては、企業行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決するとの基本方針を規定しており、また企業倫理要項において、反社会的勢力との関係断絶について具体的に規定し役職員が遵守するよう図っている旨が記載されており、その整備状況についても確認しております。従って、積水ハウス及びその役員又は主要株主は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分する株式(以下「本株式」といいます。)の払込金額については、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年3月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である235円としました。

取締役会決議日の直前取引日における終値を採用することとしたのは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠して、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本株式の払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年3月13日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である228円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様とします。)に対して3.07%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様とします。)、同直前3ヶ月間の終値の単純平均値である224円に対して4.91%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値の単純平均値である216円に対して8.80%のプレミアムとなる金額です。

以上のことから、当社は、本株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の

処分条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本株式の処分につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本株式の払込金額は、当社の企業価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、積水ハウスに対して割り当てられる株式数は777,800株(議決権数7,778個)であり、当社普通株式の発行済株式総数(自己株式を含む)25,775,118株(2024年10月31日現在)の3.02%(議決権総数249,846個に対する割合3.11%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と割当予定先との間の資本業務提携に基づき実施されるものであり、それぞれが有する経営資源を有機的に活用することで、共同研究、技術開発、施工力向上、情報共有、生産・調達の最適化を含む包括的な資本業務提携となっており、多岐にわたる取組みにより企業価値を高め、中長期的な視点から株主価値の向上に資するものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社土屋総合研究所	札幌市中央区大通西16丁目2-3 ルーブル16	3,437,300	13.76%	3,437,300	13.34%
株式会社土屋経営	札幌市中央区大通西16丁目2-3 ルーブル16	2,768,241	11.08%	2,768,241	10.75%
土屋グループ従業員持株会	札幌市北区北九条西3丁目7	1,838,731	7.36%	1,838,731	7.14%
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-88	-	-	1,585,800	6.16%
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	1,227,455	4.91%	1,227,455	4.76%
土屋グループ取引先持株会	札幌市北区北九条西3丁目7	940,846	3.77%	940,846	3.65%
土屋 昌三	東京都世田谷区	870,904	3.49%	870,904	3.38%
土屋 博子	札幌市中央区	738,774	2.96%	738,774	2.87%
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1	745,673	2.98%	545,673	2.12%
土屋 和子	札幌市中央区	535,394	2.14%	535,394	2.08%
計	-	13,103,318	52.44%	14,489,118	56.24%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年10月31日現在の株主名簿を基準とし算出したものを記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年10月31日現在の総議決権数(249,846個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(7,778個)を加えた数(257,624個)で除した数値です。

4. 割当予定先である積水ハウスは、当社の複数の既存株主から、2025年3月26日を実行日として、東京証券取引所における市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により808,000株程度(議決権数8,080個程度)を取得する予定です。「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当該株式(当該株式に係る議決権)取得が実行されることを前提に記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第49期）の提出日（2025年1月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年3月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年1月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年1月28日開催の当社第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年1月28日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、土屋昌三、大吉智浩、菊地英也、所 哲三、山川浩司、上諏訪広、手塚純一及び中田美知子の8氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案				（注）1	
土屋 昌三	185,851	474	0		可決（99.69%）
大吉 智浩	185,543	782	0		可決（99.53%）
菊地 英也	185,520	805	0		可決（99.52%）
所 哲三	185,539	786	0		可決（99.53%）
山川 浩司	185,486	839	0		可決（99.50%）
上諏訪 広	185,368	957	0		可決（99.43%）
手塚 純一	184,793	1,532	0		可決（99.13%）
中田 美知子	185,255	1,070	0		可決（99.37%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算してありません。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第49期、提出日2025年1月28日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年3月14日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年3月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 2023年11月1日 至 2024年10月31日	2025年1月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月28日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀 河

北海道事務所

代表社員 公認会計士 川上 洋司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 李大 充
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社土屋ホールディングスの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土屋ホールディングス及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、2024年10月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を262,766千円計上しており、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社及び連結子会社は、将来減算一時差異等に対して、予測される将来課税所得を考慮し、繰延税金資産を認識している。特に、会社及び連結子会社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産を151,743千円計上している。</p> <p>将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上高の成長の見込み及び原料価格の市況推移の見込みである。</p> <p>繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を確認するために、会社及び連結子会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に照らして企業分類が適切に行われているかどうかを検討するため、過去及び当期の課税所得の発生状況の推移の分析、将来減算一時差異等の解消見込額について検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定である売上高の成長の見込みについては、経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジュールリングの適切性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社土屋ホールディングスの2024年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社土屋ホールディングスが2024年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月28日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀 河

北海道事務所

代表社員 公認会計士 川上 洋司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柰大 充
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社土屋ホールディングスの2023年11月1日から2024年10月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土屋ホールディングスの2024年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社土屋ホームの株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年10月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を2,234,186千円計上しており、これには株式会社土屋ホームの株式1,445,350千円が含まれている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理することとしている。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められており、子会社である株式会社土屋ホームについては、過去において実質価額が著しく低下したものの、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が十分可能であると判断し、当該関係会社株式の評価損は計上していない。</p> <p>回復可能性の判断は、株式会社土屋ホームの将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、当事業年度末の受注残高の翌期以降の進捗見込み、過年度の実績、市況等である。上記の主要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社土屋ホームの株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 ・翌期以降の業績予測をベースとした将来の事業計画について、取締役会によって承認された業績予測との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における予算と実績を比較した。 ・業績予測の基礎となる主要な仮定の当事業年度末の受注残高の翌期以降の進捗見込み、過年度の実績、市況等について、経営者と協議を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。